

◇保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成 23 年度までと変更ありません)

①均等割の軽減（世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成 24 年度	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	➡	4,770 円	約 300 円増
33 万円	8.5 割軽減	➡	7,156 円	約 500 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被 保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5 割軽減	➡	23,854 円	約 1,800 円増
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	➡	38,167 円	約 2,800 円増

- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減（被保険者個人の所得で判定します）

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかわらず、均等割が 9 割軽減になります。

◇年間保険料額の例

▷単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
180 万円	2 割	5 割	52,400 円	3,200 円増
211 万円	—	5 割	78,400 円	4,400 円増
250 万円	—	—	150,600 円	6,700 円増

▷夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	4,700 円	300 円増
	妻	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	夫	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
180 万円	夫	5 割	5 割	38,100 円	2,200 円増
	妻	5 割	—	23,800 円	1,800 円増
211 万円	夫	2 割	5 割	68,900 円	3,800 円増
	妻	2 割	—	38,100 円	2,800 円増
250 万円	夫	—	—	150,600 円	6,700 円増
	妻	—	—	47,700 円	3,600 円増